

## 北条鹿島レストハウス喫茶スペース運営要領

### 1. 目的

この要領は、北条鹿島レストハウス喫茶スペース出店の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該喫茶スペースを運営するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### 2. 使用許可場所

別紙図面で指示された区域内とする。

### 3. 使用許可期間

許可期間は1年間とし、許可日から令和9年3月31日までを許可期間とする。ただし、市と使用者双方の協議により更新可能とし、最長5年間とする。

### 4. 経費負担

(1) 使用料は松山市北条辻1605番地（鹿島公園渡船駐車場）の固定資産評価額（土地）及び松山市北条辻1605番地（鹿島公園渡船駐車場管理棟）の固定資産評価額（建物）を基準に毎年、積算する。

(2) 電気・水道使用料は使用者負担とする。

(3) 営業により発生する廃棄物は、使用者責任において適切に処理するものとし、ごみ箱の設置や廃棄物処理費用は使用者負担とする。

(4) 備品類（設置・撤去を含む）は使用者負担とする。

(5) 退去に伴う原状復旧費用は使用者負担とする。

(6) 渡船料金は使用者の負担とする。

(7) 使用料は、1年分を一括で納付するものとし、既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には使用者の申請により、市はその全部または一部を返還することができる。その場合、使用不可となった期間の日数分を日割り計算し、返還する。なお、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

①使用者の責に帰することができない理由によって市長が使用許可を取消しまたはその効力を停止したとき。

②天災地変等により使用者の責に帰することができない理由があると認められるとき。

### 5. 支払方法

(1) 使用料は1年分を一括で納付するものとする。

(2) 電気使用料および水道使用料は、その都度実費を納入するものとする。

## 6. 営業時間等

喫茶スペースの休業日、営業時間及び営業方法等は次のとおりとする。

### (1) 休業日

休業日については、使用者との協議により決定する。

### (2) 営業時間

営業時間は午前10時から午後5時までとする。ただし、協議により変更可能とする。

### (3) 営業方法

営業は北条鹿島レストハウス喫茶スペース内で行うものとする。

### (4) 臨時休館等

工事など、市の都合で北条鹿島レストハウスの全部又は一部が臨時休館となり、喫茶スペース部分が使用不可となった場合は、当該期間中について使用者は喫茶スペースの営業を行うことができない。  
なお、この場合、市は使用者に対して営業補償を行わない。

## 7. 保全義務

使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持保全し、レストハウス周辺を清潔に保たなければならない。なお、消耗品等の修繕、取替等は使用者において実施すること。

## 8. 使用条件

- (1) 使用者は出店の権利を第三者に譲渡・転貸、または管理運営の委託をしてはならない。
- (2) 許可期間内であっても、許可条件を欠いた場合や失格事項に該当した場合、運営要領に違反した場合は許可を取り消す。
- (3) 使用者は使用条件に違反したとき又は許可の取消しを受けたときは遅滞なくこれに従うものとし、補償の請求その他何等異議の申し立てをすることができない。
- (4) 使用者は、使用することにより破損した公共施設等については、自費をもって速やかに修復すること。
- (5) 使用期間満了に伴う更新は、満了の日の30日前までに行政財産使用許可申請書を提出し、市長の承諾を受けなければならない。
- (6) 使用者がその使用を中止しようとするときは、使用を中止しようとする日の6か月前までに、その旨を市長に書面で届け出なければならない。
- (7) 使用者は使用期間が満了したとき、又は、使用許可を取り消されたときは、使用建物を原状復旧し、使用期間満了日又は指定期日までに使用建物を返還しなければならない。
- (8) 使用者が使用建物の原状復旧の義務を怠ったときは、市が相当の方法によりこれを行い、使用者はこの費用を市に支払うものとする。
- (9) 市の都合により必要が生じた場合は、使用期間中といえども原状復旧し返還すること。この場合、市は使用者に対して営業補償は行わない。
- (10) 使用者は、使用許可申請事項に変更が生じたときは、直ちに市に届出ること。

- (11) 使用者は次の行為をするときは、あらかじめ書面による申請書を市に提出し、許可を得なければならない。
- ①使用する喫茶スペースの用途を変更するとき。
  - ②使用する喫茶スペース以外で営業するとき。
  - ③使用する建物の形状を変更するとき。
- (12) 使用者は、喫茶スペースの営業時間中であれば、公序良俗に反するなど合理的な理由以外で、一般利用者の喫茶スペース利用を拒んではならない。
- (13) 使用者は、その責による食中毒その他の事故による損害について、速やかに被害者に損害を賠償しなければならない。
- (14) 使用者は、火気の取扱い及び清掃について、全責任をもって措置しなければならない。
- (15) 使用者は、飲食業に必要な諸法規を厳守し、細心の努力をするものとする。

## 9. 禁止事項

使用者及びその従業員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 飲食物及び食品等を不当な価格で販売すること。
- (2) 呼び込み販売及び指定された場所以外での販売や立売りすること。
- (3) 鹿島内の他店に対する妨害や不当要求、不当行為をすること。
- (4) 鹿島内の他店と販売品の価格操作をすること。
- (5) 鹿島公園の風致や景観を害する行為、その他の有害な行為をすること。

## 10. 管理運営

喫茶スペースにおける販売品及び備品の管理は、使用者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他の不可抗力による損害に対しても、市は一切の責任を負わないものとする。

## 11. 事故等発生時の対応

喫茶スペースにおいて、営業上のトラブル等が発生したときは、使用者の責任で対処し、速やかに市に報告すること。また、その他、火災等の事故が発生した場合も、速やかに市に報告すること。

## 12. 使用許可の取り消し又は変更

市は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止若しくは制限することができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 提案内容に比して著しく乖離した運営をしたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

市は、使用許可の取消し等により使用者又は入館者が被った損害については、賠償の責を負わない。

### 13. 原状復旧

使用者は使用期間が満了したとき、又は、使用許可を取り消されたときは、使用建物を原状復旧し、使用期間満了日又は指定期日までに使用建物を返還しなければならない。

### 14. 損害賠償

使用者は、北条鹿島レストハウス又は設備をき損又は滅失したときは、市長の決定に基づき、損害を賠償しなければならない。

### 15. 使用の中止

使用者がその使用を中止しようとするときは、使用を中止しようとする日の6か月前までに、その旨を市長に書面で届け出なければならない。

### 16. その他

使用者は、この要領に定めのない事項が生じたときは、市と協議のうえ市の指示に従うものとする。

### 附則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 別紙図面

使用スペースは、売り場 20.625m<sup>2</sup>までの範囲内及び、倉庫 24.375m<sup>2</sup>で、下図の網掛け部分とする。

